

締約国に関する情報 MN	モンゴル 一般情報	附属書 B 1 MN
国内官庁の名称	Intellectual Property Office of Mongolia (モンゴル知的所有権庁)	
所在地及び郵便のあて名	13381 Ulaanbaatar, Bayanzurkh district, 3 khoroo, Enkhtaivan avenue 30, Mongolia	
電話番号	(976-11) 316 454	
ファクシミリ装置	(976-11) 327 638	
電子メール	ipinfo@ipom.mn	
インターネット	www.ipom.gov.mn	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	ファクシミリ装置	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	送付の日から14日以内に提出	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理しない	
モンゴルの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により、モンゴル知的所有権庁 又はWIPO国際事務局（附属書C参照）	
モンゴルが指定（又は選択）されている場合の管轄指定（又は選択）官庁	モンゴル知的所有権庁（国内段階参照）	
モンゴルを選択できるか？	できる（PCT第II章に拘束）	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許	
国際型調査に関するモンゴルの規定	なし	
国際公開に基づく仮保護	なし	
モンゴルが指定（又は選択）されている場合の有益な情報		
モンゴルが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか、又は後に提出することができる。願書に記載されていない場合には優先日から21箇月（PCT第39条(1)が適用される場合には31箇月）以内に提出することができる。当該期間内に提出されない場合、管轄官庁は命令で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	なし	